

## 第3編 債権

### 第1部 債権総則

#### 第1章 債権の目的

- 特定物債権及び種類債権の意義を説明し、それぞれ具体例を挙げることができる。
- 種類債権の特定とはどのような制度であり、特定が生ずる要件及び効果はどのようなものであるかを、具体例を挙げて説明することができる。
- 金銭債権における元本債権と利息債権の違いについて、利息債権がどのような場合に発生するかを含めて説明することができる。

#### 第2章 債権の効力

##### 第1節 総論

- 債権にはどのような権能が認められるかについて、その概要を説明することができる。

##### 第2節 履行強制

- 債権の履行強制の意義と限界及び債権の履行強制の方法について、具体例を挙げて説明することができる。

##### 第3節 債務不履行に基づく損害賠償

- 債務不履行のさまざまな類型を、それぞれの類型に結びつけられた効果と合わせて説明することができる。
- 債務不履行に基づく損害賠償の要件及び効果について、債務不履行の類型の相違に留意しつつ、それぞれ具体例を挙げて説明することができる。
- 債務不履行に基づく損害賠償請求と不法行為に基づく損害賠償請求の関係（安全配慮義務の位置づけを含む）について、説明することができる。
- 金銭債務の不履行を理由とする損害賠償に関する特則について、説明することができる。
- 損害賠償の予定及び違約金に関する合意はどのような範囲で効力を有するかを説明することができる。

##### 第4節 受領遅滞

○受領遅滞とはどのような制度であり、その要件及び効果はどのようなものかについて、弁済の提供の制度と関連づけながら説明することができる。

## 第5節 責任財産の保全（債権者代位権・詐害行為取消権）

### 1 総論

○責任財産とは何か、その保全がなぜ必要になるのかについて、債権者平等の原則との関連にも留意しながら説明することができる。

### 2 債権者代位権

○債権者代位権とはどのような制度であり、その要件及び効果はどのようなものかについて、説明することができる。

○債権者代位権の「転用」とはどのようなものであって、どのような場合に認められるべきであるかについて、いくつかの典型事例を挙げて説明することができる。

### 3 詐害行為取消権

○詐害行為取消権とはどのような制度であるのかについて、詐害行為取消権の法的性質をめぐる議論の概要を含めて説明することができる。

○詐害行為取消権の要件（詐害行為と詐害意思）について、いくつかの具体例を挙げて説明することができる。

○詐害行為取消権は誰を相手として行使すべきであり、その相手方に対する詐害行為取消権行使の効果が誰にどのような影響を及ぼすかを、具体例を挙げて説明することができる。

## 第3章 多数当事者の債権債務関係

### 第1節 分割債権・分割債務、不可分債権・不可分債務

○債権者が複数の場合及び債務者が複数の場合について、それぞれ、民法の規律の概要（分割債権・分割債務の概念、不可分債権・不可分債務の概念、分割債権・分割債務の原則性）を説明することができる。

## 第2節 連帯債務

- 連帯債務（いわゆる不真正連帯債務を含む）とはどのようなものであり、どのような場合に認められるのかについて、説明することができる。
- 連帯債務者の1人について生じた事由（請求、弁済、更改、相殺、免除、混同、消滅時効等）が他の債務者にどのような影響を及ぼすかについて、条文を参照しながら、説明することができる。
- 連帯債務者間の求償権がどのような場合に生じるか、及び、その行使の手続等について、条文を参照しながら説明することができる。

## 第3節 保証債務

- 保証とはどのようなものであり、どのような場合に保証債務が発生するかを説明することができる。
- 保証債務の附従性及び随伴性とはどのような性質を指すのかを、その具体的効果を含めて、説明することができる。
- 保証人の求償権がどのような場合に生じるか、及びその行使の手続等について、条文を参照しながら説明することができる。
- 連帯保証と単純保証の違いを説明することができる。

## 第4章 債権の譲渡、債務の引受

### 第1節 債権譲渡

- 債権の譲渡とはどのような制度であり、どのような場合に債権譲渡が行われるかを説明することができる。
- 債権の譲渡可能性（将来発生すべき債権の譲渡可能性・包括的な債権譲渡の可能性を含む）とその例外（譲渡禁止特約を含む）について、説明することができる。
- 指名債権譲渡の対抗要件の構造・仕組み（動産債権譲渡特例法上の対抗要件を含めて、民法上及び特例法上の対抗要件の競合や対抗要件の同時具備の場合に生ずる問題等を含む）について、説明することができる。
- 債務者が、債権の譲受人に対してどのような場合にどのような事由を主張することができるかについて、異議をとどめない承諾の制度趣旨を含めて、具体例を挙げて説明することができる。

### 第2節 債務引受

○債務引受とはどのようなものであり、どのような類型があるか、また、それらがどのような場合に認められるのかについて、説明することができる。

## 第5章 債権の消滅

### 第1節 弁済

#### 1 弁済の当事者

○債務者以外に債務の弁済をなすことができるのはどのような者であるかを、具体例を挙げて説明することができる。

○第三者が債務を弁済した場合に、事後の法律関係（求償権の発生の有無、求償権の範囲等）がどうなるかを、具体例に即して説明することができる。

○弁済を受領する権限を有しない者に対して弁済がなされた場合にどのような法律関係が生ずるかを、具体例を挙げて説明することができる。

#### 2 弁済の充当

○弁済の充当とはどのような制度であるか、また、どのような順序で行われるかについて、条文を参照しながら説明することができる。

#### 3 弁済の提供と供託

○弁済の提供とはどのような制度であり、弁済の提供があった場合にどのような効果が生ずるか、また、どのような行為をすれば弁済の提供があったといえるかを説明することができる。

○供託とはどのような制度であり、供託によってどのような効果が生ずるかを説明することができる。

#### 4 弁済による代位

○弁済による代位とはどのような制度であり、どのような場合に弁済による代位が認められるかを、具体例を挙げて説明することができる。

○弁済による代位によって、代位者がどのような権利を行使することができるかを、求償債権と原債権の関係に留意しながら、具体例に即して説明することができる。

○法定代位をなしうる者が複数存在する場合に、その相互関係がどうなるかを、条文を参照しながら、具体例に即して説明することができる。

### 第3節 代物弁済

○代物弁済とはどのような制度であり、その効果が生ずるためにはどのような要件を備えている必要があるかを、具体例を挙げて説明することができる。

### 第4節 相殺

○相殺とはどのような制度であり、どのような機能を果たしているかを、具体例を挙げて説明することができる。

○民法で規定される相殺が認められるためにはどのような要件が備わっている必要があるかを、具体例に即して説明することができる。

○差し押さえられた債権を受働債権として相殺をすることができるか、できるとすればその要件は何かについて、判例・学説の考え方と問題点の概要を、具体例に即して説明することができる。

### 第5節 その他の債権消滅原因

○更改とはどのような制度であるかを、具体例を挙げて説明することができる。

○債務免除とはどのような制度であり、その効果を生ずるためにはどのような要件が備わっている必要があるかを、具体例を挙げて説明することができる。

○混同による債務の消滅が生ずるのはどのような場合か、またその例外はどのような場合に認められるかを、それぞれ具体例を挙げて説明することができる。

## 第5編 相続

### 第1章 総則

○法定相続とはどのような制度であり、遺言相続とどのような関係にあるかを、具体例を挙げて説明することができる。

### 第2章 相続人と相続分

#### 第1節 相続人

○被相続人の死亡により、誰が相続人となり、その相続分がどうなるかを、説明することができる。

○相続について胎児がどのような法的地位を有し、その権利がどのような行使されるかについて、同時存在の原則との関係に留意しながら、具体例を挙げて説明することができる。

○代襲相続とはどのような制度であるかを理解し、どのような場合に代襲相続が認められるかを、条文を参照しながら説明することができる。

○相続欠格及び相続人の廃除とはどのような制度であるかを理解し、それぞれどのような場合に相続欠格や相続人の廃除が認められるかを、条文を参照しながら説明することができる。

○相続人が存在するかどうか不明の場合の法律関係について、条文を参照しながら概要を説明することができる。

#### 第2節 相続分

○指定相続分と法定相続分の区別について、具体例を挙げて説明することができる。

○特定の財産を相続させる旨の遺言がどのような法的性質を有するかについて、基本的な考え方とその問題点を説明することができる。

### 第3章 相続の効力

#### 第1節 相続の一般的効果

○相続が包括承継であるとされる意味について、特定承継との相違に留意しながら、具体例を挙げて説明することができる。

## 第2節 相続財産の共有

- 共同相続において、遺産分割前の相続財産（消極財産を含む）が誰にどのような形で帰属しているかについて、財産の性質に留意しながら、基本的な考え方と問題点を説明することができる。

## 第3節 遺産分割

- 遺産分割とはどのような制度であり、どのような方法に従って遺産分割が行われるかを、具体例を挙げて説明することができる。
- 共同相続人中に特別の受益を得た者がいる場合に、具体的相続分がどのように算定されるかについての基本的考え方を、具体例を挙げて説明することができる。
- 寄与分とはどのような制度であり、どのような場合に問題となるかを、具体例を挙げて説明することができる。

## 第4節 個別的な問題

- 相続回復請求権とはどのような権利であり、どのような相手方に対して行使することができるかについて、判例・学説を踏まえて、基本的な考え方と問題点を説明することができる。
- 生命侵害による損害賠償請求権が相続財産に含まれるかについて、判例・学説を踏まえて、基本的な考え方と問題点を説明することができる。
- 占有権が相続されるか、またどのように相続されるかについて、判例・学説を踏まえて、具体例に即して基本的な考え方と問題点を説明することができる。
- 無権代理行為や他人物売買が行われた後に、本人と代理人の間または所有者と売主の間で相続が生じた場合に、どのような法律関係が生ずるかを、具体例を挙げて説明することができる。
- 被相続人の死亡を原因として、物権の変動が生ずるのはどのような場合か（法定相続、遺言、遺産分割、相続放棄等）、またそれらの場合に、物権の取得者がその権利を第三者に対抗するために登記を備えておくことが必要かどうかについて、判例・学説を踏まえて、基本的な考え方と問題点を、具体例を挙げて説明することができる。

## 第4章 相続の承認と放棄

- 単純承認及び限定承認は、それぞれどのような要件の下で認められ、どのような効果を生ずるかについて、条文を参照しながら説明することができる。
- 相続の放棄はどのような制度であるか、そのためにはどのような手続が必要であり、どのような効果が生ずるかを、条文を参照しながら説明することができる。
- いわゆる熟慮期間がどのような趣旨に基づくものであり、期間がいつ開始するか、期間経過の効果は何かを、条文を参照しながら説明することができる。

## 第5章 遺言

- 遺言とはどのような制度であり、どのような方式（自筆証書遺言、公正証書遺言、秘密証書遺言）によることができるかを、条文を参照しながら説明することができる。
- 遺言の効力がいつ発生するか、また、遺言の撤回はどのような効果を生ずるかについて説明することができる。
- 包括遺贈・特定遺贈とはそれぞれどのような制度か、その効果はどのようなものであるかを、具体例を挙げて説明することができる。
- 受遺者となることができる者は誰か（胎児や法人を含む）について、問題となる具体例を挙げて説明することができる。
- 遺言の執行とはどのような制度であり、遺言執行者はどのような権限を有するかについて、条文を参照しながら、その概要を説明することができる。

## 第6章 遺留分

- 遺留分とはどのような制度であり、遺留分権利者は誰か、その遺留分割合はどうか、遺留分権利者はどのような権利を行使することができるかを、具体例を挙げて説明することができる。
- 遺留分算定の基礎となる財産がどのように確定されるかについて、条文を参照しながら具体例を挙げて説明することができる。